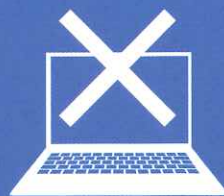


日々の安全な業務を
簡単・リーズナブルに
チェックできる



市販のストローが
使えて衛生的!
(4mmストロー)

付属のマウスピースに
市販のストローを挿して使えるため、
衛生的かつ消耗品の心配ナシ!



パソコン不要!
本体に99件メモリー機能付

わずらわしいパソコンとの接続が必要ありません。
測定結果は本体でいつでも確認できて転記などに最適です。

低価格で全交換! センサー交換サービス

低価格なセンサー交換サービスにより常に高精度を維持することが可能です。

FA-900 日本製ガスセンサー使用【業務用】 高精度アルコールチェッカー

ALCOHOL CHECKER



白ナンバー事業者の飲酒検査義務化に対応

2022年10月1日より5台以上の車か、定員11人以上の車を1台保有する事業所(白ナンバー社有車)の安全運転管理者は運転の前後にドライバーが酒気帯びか否かをアルコール検知器で確認(アルコールチェック)し、測定記録を1年間保存することが義務づけられる予定です。

「飲酒検査、記録の保存、アルコール検知器の常備」に違反した事業者は安全な運転が確保されていないと判断され、都道府県公安委員会は罰則・罰金として安全運転管理者の解任命令を出せます。また、5万円以下の罰金が科されます。

新たに追加される業務

- 安全運転管理者は社員が車で業務を行う前後に酒気帯びの有無を目視で確認する
- アルコール検知器を使用し確認を行う
- 測定した記録は「帳簿」や「デジタルデータ」で1年間保存する
- 正常に機能するアルコール検知器を備える

オススメ
ポイント

- ✓ 市販のストローが使えるので衛生的で、消耗品の心配ナシ
- ✓ 携帯できて、パソコン不要で記録が残せる
- ✓ 低価格で交換が可能で、いつでも高精度なチェックが可能

※衛生面・健康面を考慮し1人1台のご使用を推奨いたします



FA-900

日本製ガスセンサー使用
【業務用】
高精度アルコールチェッカー

基本仕様

検知方式	半導体ガスセンサー
対象ガス	呼気中アルコール
表示結果範囲	0.00, 0.05~0.25mg/L サンプルング方式
サンプリング方式	呼気直接吹き込み方式
測定時間	約5秒
表示画面内容	日付・時間・測定待ち時間・測定結果・電池残量・メモリーデータ・センサー交換メッセージ
LED表示	-
データメモリー数	99件(99件以降1件目より上書き保存)
電源	単4アルカリ乾電池 2本
機能	オートパワーオフ機能(最後のスイッチ操作後30秒後)・データメモリー機能
電池寿命	約800回
使用温度範囲	0℃~40℃(湿度80%以下結露なきこと)
保管温度範囲	-20℃~60℃(湿度80%以下結露なきこと)
外形寸法	W45mm×H155mm×D25mm
重量	約100g(電池含む)
付属品	単4形電池x2本・ストラップ1本・マウスピース1箱(10個入)
センサー交換	センサー交換サービス(有償) ※「ご購入後1年経過」又は「SensorCheck表示(3000回)」どちらか早い方

※アルコールチェッカーのセンサーには寿命があります。見かけ上の動作に問題がなくても感度が変わってしまったり、アルコールを検知しなくなっている場合もありますのでご注意ください。
※センサー交換マークが表示された場合又は購入から1年以上経過している場合は、センサー交換もしくは新しい製品との交換を行ってください。

開発・製造元

株式会社藤田電機製作所 〒259-0124
神奈川県中部二宮町山西945番地 TEL:0463-71-0651

商品についてのお問合せは 株式会社藤田電機製作所 営業部まで
〒259-1132 神奈川県伊勢原市桜台2-28-1 TEL 0120-25-3601(代) FAX 0463-95-1225



商品についての詳細は WATCH LOGGER ホームページ <https://f-log.jp>

20211201

事業所の **取組強化!**

飲酒運転根絶

令和4年4月より 改正道路交通法施行規則が順次施行されます



社用車を
運転するのは、

アルコール 検知器で

☑チェック

してからです!

※アルコール検知器を用いた確認は令和4年10月1日施行

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年
4月1日施行

- ☑ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和4年
10月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ☑ アルコール検知器を常時有効に保持すること。



警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

安全運転管理者の 選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上
の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上

※自動二輪車(原動機付自転車を除く)
は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の 業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転者の配置



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

安全運転管理者の 届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。ただか警察署へお問い合わせください。



令和4年
4月より

安全運転管理者による
運転者の**運転前後のアルコールチェック**が
「義務化」されます。

令和4年
4月1日施行



運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、
運転者の酒気帯びの有無を確認すること



酒気帯びの有無について記録し、
記録を1年間保存すること

令和4年
10月1日施行



運転者の酒気帯びの有無の確認を、
アルコール検知器*を用いて行うこと



アルコール検知器を **常時有効に保持** すること



安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
都道府県警察のホームページをご覧ください。ただか警察署へお問い合わせください。